

令和2年6月2日 決定
令和2年9月10日 改訂
令和2年9月19日 改訂
令和3年6月1日 改訂
令和3年6月21日 改訂

市民会館・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和2年5月26日決定)に基づき、市民会館・公民館では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新しい生活様式～スマートライフ」を念頭に置き、利用者及び職員等が安全に施設を利用することができるよう、次のとおりガイドラインを策定し、実施するものとする。

また、このガイドラインは、感染症拡大の状況を勘案し、随時見直すものとする。

1 施設管理者が実施すること

- (1) チェックリストにより、申請者が感染症対策の実施に協力ができるか確認したうえで、申請を許可する。[資料1](#)
- (2) 大きな声を出す活動を行う利用者に対しては、各集会施設の定員の50%を利用の上限とする。[資料2](#)
- (3) 代表者へ、来館者全員の自宅での検温及び体調確認等の実施を依頼し、その結果を記入した来館者名簿の作成及び利用日から2週間の保管を求めること。[資料3](#)
- (4) 利用者へ施設利用時の案内を行い、利用後には使用備品の消毒が行われたか書面により確認すること。[資料4](#)
- (5) 手指の消毒を行う消毒液等を設置すること。
- (6) 受付窓口に、防護シート等を設置すること。
- (7) ロビーの利用を制限すること。
- (8) 出入口等を開放し、換気を行うこと。
- (9) エレベーター設置施設については、エレベーターは少人数で使用するよう周知すること。
- (10) 学童クラブ併設施設については、トイレは、可能な限り学童と施設利

用者を分けて使用するよう周知すること。

- (1 1) 館内における感染拡大防止対策について周知すること。資料5～7
- (1 2) その他、必要と認める感染予防・感染拡大防止に資する措置をとること。

2 管理人が実施すること

- (1) 業務を行う際は、マスクを着用し、咳エチケット・消毒液の使用を徹底すること。
- (2) 手すり、ドアノブ及び受付窓口周辺等の共有スペースの消毒を定期的実施すること。
- (3) 日常的に検温・健康観察を行い、感染が疑われる際は、市へ速やかに報告すること。

3 利用者が実施すること

- (1) 申請者は、チェックリストにより、感染症対策の実施への協力について同意をしたうえで、申請を行うこと。資料1
- (2) 大きな声を出す活動を行う場合は、各集会施設の定員の50%を利用の上限とすること。資料2
- (3) 代表者は、参加者全員の氏名・連絡先を把握し、施設利用後に、参加者の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、代表者に報告されるよう、連絡体制を構築すること。また、代表者は接触確認アプリ（COCOA）の導入について、参加者へ奨励すること。
- (4) 利用者は、自宅での検温及び体調確認等を実施し、代表者へ報告すること。代表者は、施設の利用時に参加者全員の検温及び体調確認等の結果等を確認し、来館者名簿を作成し、利用日から2週間保管すること。いずれかの項目に該当する参加者がいる場合は、代表者の責任において、該当者の参加を見合わせる。また、参加者の感染が確認された場合は、代表者はすみやかに市へ報告すること。資料3
- (5) 代表者は、参加者全員にマスクの着用、咳エチケットや手洗いの徹底を呼びかけること。
- (6) 施設利用時には、3密（密集・密閉・密接）を避けるよう工夫をし、定期的に換気を行うこと。

- (7) 施設利用後は、次に利用する方のために、机、いすの背、ドアノブ等、使用した備品の消毒を行うこと。
- (8) 施設利用直前に来館し、利用後は施設内にとどまらずに退館すること。